

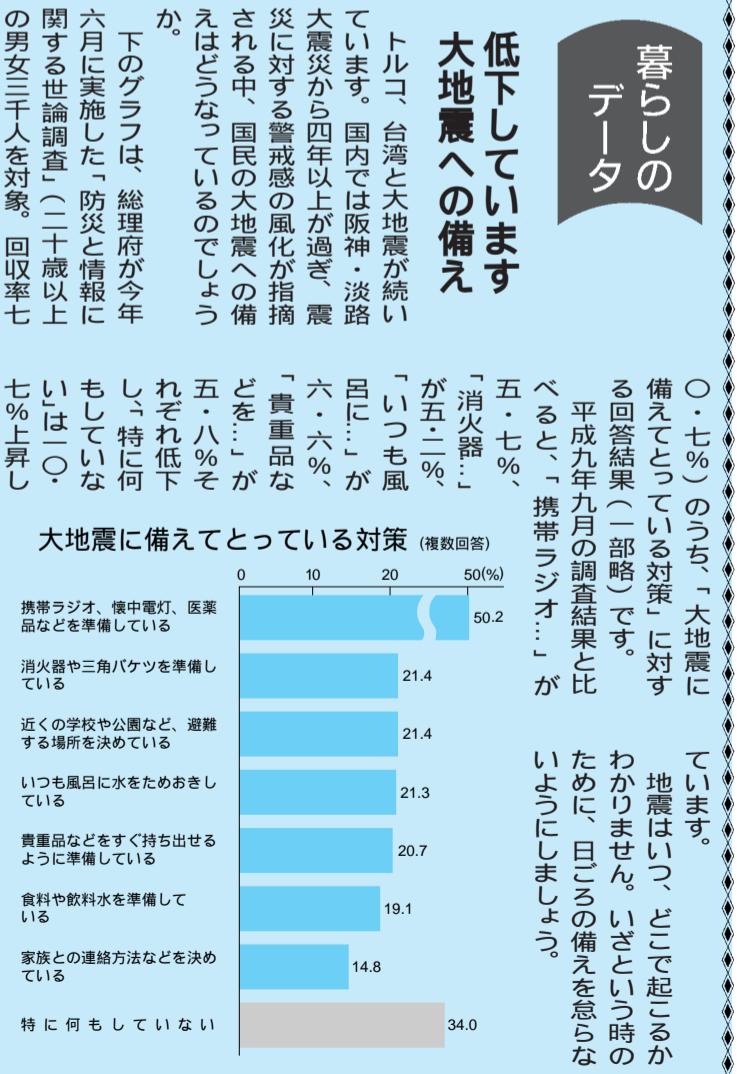
来月1日から

児童買春法の概要

「児童買春法」の罰則

罪名	法定刑
児童買春罪	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
児童買春周旋罪・児童買春勧誘罪	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
業として行った場合	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
児童ポルノ頒布等罪	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
児童買春等目的人身売買罪	1年以上10年以下の懲役
児童買春等目的国外移送罪	2年以上の有期懲役

関係行政機関は、児童買春の相手方となつたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護等の措置を適切に講じる。また、国及び地方公共団体は、児童買春の相手方等とならない環境等に応じ、必要な保護のための措置を適切に講じる。そのための措置を適切に講じる。調査研究の推進、保護を行う者の資質の向上、関係機関の連携協力体制の強化、民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努める。



児童
十八歳に満たない者
児童買春
次のうに掲げる者に対する定義

児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノによる行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利等の擁護に資すること。

目的

し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等をすること。

児童に対する性交等の周旋をした者

児童の保護者(親権を行う者、後見人その他の者で児童を現に監護するもの)

児童ポルノ

写真、ビデオテープその他

の物であつて、次のうにいづれかに該当するもの。

児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を、視覚により認識できるもの。

法定刑は別掲(「児童買春法」の罰則)のとおり。これらの罪は、日本国民が国外で犯した場合も罰せられる。

罰則

方法により描寫したもの。他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて、性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することがができる方法により描寫したもの。

「子ども買春、子どもポルノ」の根絶を目指す活動をしていく

「子ども買春、子どもポルノ」だけでも百万人以上にのぼると言われています。加害者は日本人も含まれています。

受けていた子どもは、アジアだけでも何らかの形で性的搾取を受けています。日本人は日本人も含まれています。

また、世界で流通する児童ボルノの多くは日本製であると言られています。加害者は日本人も含まれています。

日本ユニセフ協会による

「子ども買春、子どもポルノ」だけでも何らかの形で性的搾取を受けていた子どもは、アジアだけでも百万人以上にのぼると言われています。加害者は日本人も含まれています。

受けていた子どもは、アジアだけでも何らかの形で性的搾取を受けています。日本人は日本人も含まれています。

日本ユニセフ協会による

「子ども買春、子どもポルノ」だけでも何らかの形で性的搾取を受けていた子どもは、アジアだけでも何らかの形で性的搾取を受けています。日本人は日本人も含まれています。

受けていた子どもは、アジアだけでも何らかの形で性的搾取を受けています。日本人は日本人も含まれています。

日本ユニセフ協会による

一九八六年十月にフィリピンで、当時十一歳の少女が外国人医師の性的暴行を受け、翌年五月に死亡するという痛ましい事件が発生しました。この事件は国際的に大きな反響を引き起し、子どもに対する商業的性的搾取問題が世界的に取り上げられるきっかけとなりました。

「子ども買春、子どもポルノ」の根絶を目指す活動をしていく

「子ども買春、子どもポルノ」だけでも何らかの形で性的搾取を受けています。日本人は日本人も含まれています。

受けていた子どもは、アジアだけでも何らかの形で性的搾取を受けています。日本人は日本人も含まれています。

日本ユニセフ協会による

「子ども買春、子どもポルノ」だけでも何らかの形で性的搾取を受けていた子どもは、アジアだけでも何らかの形で性的搾取を受けています。日本人は日本人も含まれています。

受けていた子どもは、アジアだけでも何らかの形で性的搾取を受けています。日本人は日本人も含まれています。

日本ユニセフ協会による

子どもを性的搾取・虐待から保護

欧米やアジア各国で法律を制定の権利条約は、子どもを性的搾取・虐待から保護し、子どもの基本的人権を守るべきことを明確に規定しています。日本を含む同条約の締結国は「子ども買春」「子どもポルノ」及び性的目的の子どもの人身取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとることに留意しています。

一九九六年八月にスウェーデンのストックホルムで開かれた「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」以降、世界各国は商業的性的搾取から子どもたちを守るために、さまざまな措置を実施してきました。欧米、アジアの多くの国で「子ども買春」「子どもポルノ」を犯罪として処罰する法律を制定し、その実効的運用を確保するための国内行動計画を策定しています。